

# 処 分 基 準

B-m-1

平成 28 年 4 月 1 日作成

法 令 名 :	火薬類取締法
根 拠 条 項 :	第 1 7 条第 3 項
処 分 の 概 要 :	猟銃用火薬類等の譲渡し又は譲受けの許可の取消し
原権者 (委任先) :	愛知県公安委員会
法 令 の 定 め :	火薬類取締法 第 1 7 条第 1 項 (譲渡又は譲受の許可) 第 5 0 条の 2 第 1 項 (猟銃用火薬類等の特則)
処 分 基 準	譲渡又は譲受の許可後に生じ、又は許可後に判明した事由により、当該火薬類の譲渡又は譲受に伴い事件、事故等が発生する危険が認められる場合は、引渡し前に限り、許可を取り消すものとする。
問 合 せ 先 :	愛知県警察本部 生活安全部 保安課 銃砲危険物係 電話 (0 5 2) 9 5 1 - 1 6 1 1 内線 3 1 7 7
備 考 :	